

平成 28 年度評価から適用

# 短期大学評価基準

平成 16 年 10 月制定  
(平成 27 年 7 月改定)

一般財団法人短期大学基準協会



## 目次

短期大学評価基準の趣旨	1
短期大学評価基準の構造	1
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	2
A 建学の精神	2
基準Ⅰ-A-1 建学の精神が確立している。	2
B 教育の効果	2
基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標が確立している。	3
基準Ⅰ-B-2 学習成果を定めている。	3
基準Ⅰ-B-3 教育の質を保証している。	3
C 自己点検・評価	3
基準Ⅰ-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に に向けて努力している。	3
◇ 基準Ⅰについての特記事項	4
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	5
A 教育課程	5
基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。	5
基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。	6
基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。	6
基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。	6
基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。	6
B 学生支援	6
基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用して いる。	7
基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行って いる。	7
基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に 行っている。	8
基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。	8
基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。	8
◇ 基準Ⅱについての特記事項	9
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	10
A 人的資源	10

基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。 ……………	10-
基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。 ……………	11-
基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。 ……………	11-
基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。 ……………	11-
B 物的資源 ……………	12-
基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。 ……………	12-
基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。 ……………	12-
C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 ……………	12-
基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。 ……………	13-
D 財的資源 ……………	13-
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。 ……………	13-
基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。 ……………	13-
◇ 基準Ⅲについての特記事項 ……………	14-
 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス ……………	15-
A 理事長のリーダーシップ ……………	15-
基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。 ……………	16-
B 学長のリーダーシップ ……………	16-
基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。 ……………	17-
C ガバナンス ……………	17-
基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。 ……………	17-
基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の間問機関として適切に運営している。 ……………	17-
基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。 ……………	18-
◇ 基準Ⅳについての特記事項 ……………	18-
 公立短期大学の評価基準 ……………	19-
 選択的評価基準 ……………	21-
 □ 教養教育の取り組みについて ……………	21-
基準 (1) 教養教育の目的・目標を定めている。 ……………	21-

- 基準 (2) 教養教育の内容と実施体制が確立している。 …………… 21 -
- 基準 (3) 教養教育を行う方法が確立している。 …………… 21 -
- 基準 (4) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。 …………… 21 -

□ 職業教育の取り組みについて …………… 22 -

- 基準 (1) 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。 - 22 -
- 基準 (2) 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。 …………… 22 -
- 基準 (3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。 …………… 22 -
- 基準 (4) 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。 …………… 22 -
- 基準 (5) 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。 …………… 22 -
- 基準 (6) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。 …………… 22 -

□ 地域貢献の取り組みについて …………… 23 -

- 基準 (1) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。 …………… 23 -
- 基準 (2) 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。 …………… 23 -
- 基準 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。 - 23 -



## 短期大学評価基準の趣旨

短期大学が行う自己点検・評価は、第三者評価のためだけではなく、また、環境の変化への対応やコンプライアンスの強化を図るためだけでもない。自己点検・評価は、短期大学の社会的使命や独自性を認識し、各短期大学が自らの教育研究活動の継続的な質の保証を図るために積極的に取り組むべきものであり、ひいては、短期大学全体、高等教育全体の質の向上と同時に多様性を確保するための礎となるものである。短期大学は、学生や地域の幅広いニーズにこたえ、地域文化を継承していく存在であり、多様性が乏しくなっていくことは、活力を失うことと同義だと考える。短期大学が、地域に必要な存在としてより一層向上・充実していくためには、日常の教育研究活動や業務に自己点検・評価の視点を取り入れ、自主的な改革・改善に取り組んでいくことが肝要である。

短期大学による自己点検・評価は第三者評価の基礎であり、その促進は評価機関の責任の一部である。短期大学評価基準は、短期大学の改革・改善への刺激あるいは支援となることを企図して策定されている。

## 短期大学評価基準の構造

短期大学評価基準は大きく四つの基準から構成されており、まず、短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し（基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果）、その達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにして（基準Ⅱ 教育課程と学生支援）、その教育研究活動や短期大学組織を支える資源を把握し（基準Ⅲ 教育資源と財的資源）、全体を統制する仕組みを評価・点検する（基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス）ようになっており、短期大学が自ら全体を見渡して、体系的な自己点検・評価ができるように配慮している。4 基準（Ⅰ～Ⅳ）の下には必要に応じてテーマ（A～C）を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（1～5）として表した。4 基準の大きなくりの下で、短期大学は関連ある事柄を有機的に自己点検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を提示することが求められる。

また、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行う。

## 基準 I 建学の精神と教育の効果

建学の精神・教育理念、教育の目的・目標、学習成果、教育課程及び教育プログラムの相互の関係について、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」の三つの方針を含めて明確に示す。

学習成果を焦点とした教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基にした学習成果の分析・評価を行い、恒常的かつ系統的な自己点検・評価に基づいて、教育の効果を査定する仕組みを確立し行っていることを明確に示す。

建学の精神は、短期大学の創設者・設置者の教育理念・理想を源にする大学経営の自主性を示すものであり、短期大学の教育の目的・目標と学習成果を達成するための基礎となるものである。そのため短期大学はこれを明確にして学内外に示すとともに、学内において共有することが重要である。建学の精神は、短期大学の継続的な発展を遂げるために自身の個性・特色として継承されるべきである。

建学の精神は、時代や社会の変化の中にあって社会のニーズと結び付いているか、定期的に点検することが求められる。

教育の効果は、短期大学の教育の質を保証するものでなければならない。特に私立短期大学においては、建学の精神から成る独自性及び自主性に基づく特色とともに、人材の養成の成果が社会全体に影響を及ぼすことにかんがみ、公共性の高いものでなければならない。

教育の効果を高めるためには、建学の精神と結び付いた教育の目的・目標、教育課程及び教育プログラム並びに学習成果について点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、その結果に基づき教育が効果的に行われているかを検証しなければならない。査定（アセスメント）は「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」（以下、三つの方針という）の関係を見直し整備するための PDCA サイクルを含む系統的なものである。短期大学は、学習成果を焦点とした教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践から得られる量的・質的データを根拠とした学習成果の分析・評価を行い、目標・計画の向上・充実を図る恒常的かつ系統的な自己点検・評価活動を行わなければならない。

### A 建学の精神

短期大学は、学科・専攻課程の教育目的・目標、学習成果、教育課程及び教育プログラムの基礎となる建学の精神を学内外に示さなければならない。

基準 I -A-1 建学の精神が確立している。

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神を学内外に表明している。
- (3) 建学の精神を学内において共有している。
- (4) 建学の精神を定期的に確認している。

### B 教育の効果

教育の効果は、学習成果を量的・質的データとして収集し、そのデータを分析・解釈し



て顕在化することで判定できる。

短期大学は、建学の精神に基づく教育目的・目標及び学習成果を明確にし、学内外に示す。教育の効果を改善するための査定（アセスメント）には、事実の評価、到達目標設定、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善という継続的で系統的な PDCA サイクルを用いなければならない。

短期大学は、自己点検・評価の取り組みを通じて学習成果を向上・充実させ、学位授与においては、社会に対して、根拠に基づく質保証を示さなければならない。

基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

基準 I-B-2 学習成果を定めている。

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

基準 I-B-3 教育の質を保証している。

- (1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。
- (2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを有している。

## C 自己点検・評価

短期大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある短期大学であり続けるために、自己点検・評価に積極的に取り組むべきである。また、理事長、学長など、大学の管理運営機関が自己点検・評価に率先して関わり、ALO の任務を支援し、その体制を構築しなければならない。自己点検・評価活動に際しては、次の四つの視点で進めることが重要である。①具体的活動を行っている当事者が責任者となる、②学習成果を焦点にする、③根拠に基づき誠実、公正、客観的に行う、④学内全体の対話を通じて改善方法を考え出す。

なお、自己点検・評価活動に加え、独自の外部評価や相互評価を行うことも有益である。

基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価の成果を活用している。

◇ 基準 I についての特記事項

- (1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

期待される学習成果や学位授与の方針に基づく教育課程の編成と学習環境について明確に示す。

卒業、学位授与、成績評価の方針が明確であり、就職や他の高等教育機関への編入などにつながる学習成果を保証していることを明確に示す。

学習成果が、社会的（国際的）に通用性が保証されるものであることを明確に示す。

学習を支援する環境（専門支援担当者の配置、図書館・学習資源センター等での学生支援なども含む）を整え、学習成果を向上させていることを明確に示す。

短期大学は、学科及び専攻課程別に建学の精神から成る教育の目的・目標、学習成果及び三つの方針を明確に学内外に示し、その実践においては設定どおりの学習成果を達成しなければならない。そのために、教育課程と学生支援は、学習成果の達成に向けて、三つの方針に基づく質の高い教育プログラム、学生支援サービス及び他の学習資源の活用を促進しなければならない。

学習成果の質を保証するためには、自ら掲げる教育の目的・目標、教育課程及び教育プログラム並びに学習成果について点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、学習成果がそれらの結果として獲得されたものであることを証明しなければならない。

学習成果には、単に卒業要件の単位を充足することや資格を取得するというものだけでなく、高等教育の成果としての教養なども含まれる。学生が獲得した学習成果を量的・質的データとして測定し、学位授与の方針を満たすものであることを証明することで教育の質保証を図らなければならない。また、学習成果の量的・質的データには、卒業生の進路先における評価の聴取など、卒業後評価への取り組みも含まれる。

### A 教育課程

短期大学は、学位授与の方針を定めて、体系的な教育課程を編成しなければならない。その学位授与の方針は、卒業、学位認定、成績評価の方針が明確であり、就職や他の高等教育機関への編入につながる学習成果を保証し、社会的（国際的）に通用性が保証されるものでなければならない。したがって、短期大学は、三つの方針を明確にし、それを基にして自己点検・評価を行い、質の向上・充実のための査定（アセスメント）を継続していかなければならない。

基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。

- (1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ① 学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則等に規定している。
- (3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。
- (5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。
  - ①学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ②成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。
  - ③シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。
  - ④通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業（添削等による指導を含む。）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の教員配置は、教員の資格・業績を適切に反映している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

- (1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。
- (2) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (3) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している。

基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。

- (1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

## B 学生支援

短期大学は、積極的に資源配分を整備して学生の学習支援を図り、成績評価基準に従って学習成果を評価し、学習成果の向上のために教育方法、教育課程及び教育プログラムの見直しを行わなければならない。

短期大学は、建学の精神と教育の目的・目標に基づいて、多様な学生を募集し、その入学を許可し、教育課程に基づき学習成果を獲得させる。学生支援は、学生のニーズを的確にとらえ、それに対応した学習支援の環境を整えることである。

短期大学は、学生の学習を支援するために図書館や学習資源センター等に専門性が高く、種類が豊富な資料を用意するとともに、学生支援のための専門の職員を配置することが望ましい。

短期大学は、学生生活支援のための組織や支援体制を整備しなければならない。

基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

- (1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ①教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。
  - ②教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。
  - ④教員は、学生による授業評価の結果を認識している。
  - ⑤教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。
  - ⑥教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑦教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
  - ⑧教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑨教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。
  
- (2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。
  - ②事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得に貢献している。
  - ③事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ④事務職員は、SD活動を通じて学生支援の職務を充実させている。
  - ⑤事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。
  
- (3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
  - ①図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ②教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。
  - ③教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。
  - ④教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進している。
  - ⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

- (1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

- (5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

- (1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
- (4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
- (5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育目標を達成するために教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）及び財的資源を効果的に活用していることを明確に示す。

教育資源と財的資源の自己点検・評価を実施し、短期大学の向上・充実のための計画など点検結果について明確に示す。

短期大学は、経営指標に基づく実態を把握し、財務上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理していることを明確に示す。

短期大学は、教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）と財的資源を有効的に活用して、教育の効果を高めなければならない。

短期大学の経営においては、理事長や学長の姿勢や責任体制が重要であることは当然であるが、教職員においても使命感を持って職務を全うしなければ、教育の効果を高めることはできない。優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。それゆえ、短期大学の構成員は人的資源ととらえるべきである。健全な経営を推進するためには、経営者と教職員の協力体制とともに人的資源の資質向上が不可欠である。

施設設備に関して短期大学が最も取り組むべきことは、安全性の確保である。法令等に規定される通常の施設設備はもとより、非常時の学生の安全の確保や、情報伝達的手段に重点を置いた物的資源や技術的資源の整備が重要である。

短期大学の財的資源には、学生生徒等納付金、公的補助金、寄付金、事業収益、資産運用収益、その他の外部資金の受け入れなどがある。財的資源は、目的事業たる教育研究の遂行のために使用されるものであり、支出に当たっては、所定の手続きと意思決定機関による決定が必要である。短期大学は、教育資源と財的資源の有効な活用に加えて、学校教育法や私立学校法、中央教育審議会の答申等を踏まえた項目や、大学教育に係る諸団体の客観的・数量的指標等を参考に自ら教育資源と財的資源を経営分析し、経営の健全化を図るために教育研究の活性化や経営改善への取り組みを自己点検・評価に取り入れなければならない。

#### A 人的資源

短期大学は、有能な教職員（人的資源）を雇用して、学習成果を獲得するための教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基に学習成果を分析・評価し、恒常的かつ系統的な自己点検・評価を行うとともに、三つの方針を見直し整備することが求められる。

教職員は、学習成果に照らした教育実践のために、PDCA サイクルによって、自ら日常的に点検・評価し、改善し、専門的人材として、たゆまぬ研鑽を積まなければならない。

そのために、短期大学は、組織的なFD・SDを推進し、時代の変化に対応できるよう教職員の資質、教育能力、専門的能力の向上を図らなければならない。

基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

(1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。



- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備している。
- (10) 規程に基づいて、FD活動を適切に行っている。
- (11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (6) SD活動に関する規程を整備している。
- (7) 規程に基づいて、SD活動を適切に行っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

## B 物的資源

短期大学は、教育課程と学生支援の充実のために、短期大学設置基準に規定される校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備・活用しなければならない。物的資源の整備（取得／処分）・活用は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が十分である。
  - ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

## C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

技術的資源（ハード／ソフトウェア、専門的な支援等）をはじめとするその他の教育資源は、教育課程と学生支援を充実させるために十分なものでなければならない。技術的資源をはじめとするその他の教育資源の整備・活用は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

短期大学は、学生の学習、教育研究に対する学内外のネットワーク及び運営体制のニーズに合わせた技術的資源を有している。また、その利用については目的・行動指針を定め

るとともに、自己点検・評価を通じて活用している。

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

#### D 財的資源

財的資源は、教育課程と学生支援を充実させ、教育機関としての向上に十分なものでなければならない。財的資源の適切な配分によって、教育課程と学生支援を開発し、整備し、その向上が図られる。短期大学は、経営指標に基づく実態を把握し、財務上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理する。財的資源の管理は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

- (1) 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
- (2) 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- (3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- (4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- (5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
- (6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
- (7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- (8) 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
- (9) 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- (10) 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- (11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計

画を策定し、管理している。

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

## 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

短期大学の教育の使命を果たすために、積極的にリーダーシップとガバナンスが発揮されていることを明確に示す。

理事長を中心とする管理運営組織が、経営責任の視点に立って学習成果を焦点とした短期大学教育の向上・充実を目指していることを明確に示す。

財務等の情報公開を通じて、社会に対して説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるよう努めていることを明確に示す。

短期大学が継続的に発展するためには、リーダーシップとガバナンスが極めて重要である。

リーダーシップとは、短期大学の継続的な向上・充実を図るために、組織全体を動かす上で最も重要なことである。

ガバナンスとは、理事長・学長の意思決定やリーダーシップが短期大学の向上・充実に対して適切に発揮されていることを確認することである。

短期大学における最高意思決定機関は理事会である。理事長は、理事会を通じてリーダーシップを発揮しなければならない。また、教授会は学校教育法において、大学の重要事項を審議し、学長に意見を述べる機関として位置付けられている。学長は、短期大学の各々の規程に従い、教授会を通じてリーダーシップを発揮しなければならない。短期大学は、理事長と学長がリーダーシップを発揮し、理事会と教授会の責任と役割を明確にし、相互に協力して運営に当たる。

経営環境が厳しくなる中で、各短期大学は自ら経営改革を図ると同時に経営倫理の見直しを図らなければならない。組織体を経営するに当たっての倫理、「経営倫理」とは経営の効率性・合理性の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とバランスを取った組織経営を実践していくことであり、無責任な体質を脱却し、責任を明確にした経営システムを確立することである。経営倫理の確立を着実に推進し、定着させることが重要であり、理事長がその責任を果たす。

短期大学は、質の高い教育を行い、学生を教育して卒業させることが最も重要な使命であり、高い公共性と大きな社会的責任を有している。そのため短期大学は、社会や地域に対して積極的に財務情報・事業計画を公開し、関係者の理解と支援を得るために努力しなければならない。短期大学が、その透明性を確保して積極的な情報公開を進めていくことは、産学連携や地域貢献を図る上でも、寄付金や学校債を募集する上でも有効である。今後、多様な外部資金を導入するためにも、社会の理解と協力を得ることが必要であり、財務情報等の学内の情報を公開するとともに、社会に発信することが求められる。

短期大学は、学生の在学中に経営破たんにも陥ることがあってはならない。理事会は、その責任を十分に認識し、学習成果を焦点にした恒常的かつ系統的な自己点検・評価を行い、万が一にも破たん状態にも陥ると判断する場合には、速やかに学生の募集停止を行い、部門の廃止への準備を進めることも必要である。これら一切の経営に関する計画の見直し整備を図ることはもとより、必要な決断は、リーダーシップとガバナンスの重要な責務である。

### A 理事長のリーダーシップ

理事長は、建学の精神に基づき、学校法人の公共性を高め、短期大学経営を先導してい

くリーダーシップと経営責任を果たさなければならない。

理事会は理事長の経営判断や執行を補佐する最高意思決定機関であり、経営の効率性・合理性の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とのバランスが取れた経営を実践し、理事長の経営責任と監事の監査機能の強化により、経営問題の解決やリスク・マネジメント（危機管理）を強化しなければならない。

基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

①理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。

②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

②理事会は理事長が招集し、議長を務めている。

③理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。

④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。

①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

②理事は、私立学校法第38条（役員を選任）の規定に基づき選任されている。

③学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

## B 学長のリーダーシップ

学長は、建学の精神に基づき、教育の質を保証しなければならない。質の保証とは、教育課程と学生サービスに対する学生ニーズの評価、教育目的の設定、教員組織・施設設備・財的資源の配分、そして教育の実践について明確にすることである。また、教育目的・目標の達成のために、学習成果の質的・量的データを収集・解釈し、適切に教育機能を向上させるために自己点検・評価を行わなければならない。

教授会は、教授会規程に基づき、学長（又は規程に定める者）が議長となって法令に定められた事項その他教育研究に関する重要事項で学長が必要と定めたものについて意見を述べるほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。学長は、教授会の意見を聴いて、リーダーシップを発揮し、最終的な判断を行う。

基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ①学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ②学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。
  - ③学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ①教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ④教授会の議事録を整備している。
  - ⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。
  - ⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

## C ガバナンス

理事長・学長の意思決定やリーダーシップが短期大学の向上・充実に對して適切に発揮されていることを確認することがガバナンスであり、特に監事と評議員会がその役割を担い責任を果たす。

監事は、業務及び財産の状況について監査を行い、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会へ提出しなければならない。

評議員会は、予算及び事業計画の諮問、決算報告、事業の実績報告の諮問など、原則として理事長及び理事会の諮問にこたえる。

基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に従い、運営している。

基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

- (1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。
- (6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- (7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- (8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

◇ 基準IVについての特記事項

- (1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。



## 公立短期大学の評価基準

公立短期大学は、以下に示す箇所についてはこの評価基準を適用する。

◆「建学の精神」は、「設置の目的・使命」に読み替える。

◆基準Ⅲ 教育資源と財的資源：テーマ D 財的資源

①公立大学法人の場合

基準Ⅲ-D-1 (1) は、「資金収支及び事業活動収支」を「損益計算書」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (2) は、「事業活動収支」を「損益計算書」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (4) は、「学校法人」を「公立大学法人」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (8) は、「教育研究経費は経常収益の 20%程度を超えている」に読み替える。

②公立大学法人以外の場合

「基準Ⅲ-D-1」及び「基準Ⅲ-D-2」を次のとおりとする。

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

- (1) 中・長期の事業計画に基づき毎年度予算が適切に立てられている。
- (2) 支出予算は適切に執行され、効率的に使われている。
- (3) 学内における予算配分状況及び手続きは適切である。
- (4) 収入支出決算の会計処理は地方自治法等に基づき適正に行われている。
- (5) 設置団体一般会計の一般財源に対する短期大学の経常費の割合は適切である。
- (6) 専任教員及び学生 1 人当たりの経常費は適切である。
- (7) 民間資金等外部資金の導入に努力している。
- (8) 授業料の額は適正である。また、収入は予定どおりである。

基準Ⅲ-D-2 財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設整備費）のバランスがとれている。
- (4) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

◆基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス：テーマ A 理事長のリーダーシップ

①公立大学法人の場合

「基準Ⅳ-A-1」を次のとおりとする。

基準Ⅳ-A-1 法令に基づき定められた定款に基づき公立大学法人の管理運営体制が確立している。

- (1) 理事長は、公立大学法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

- (2) 経営審議機関、教育研究審議機関は適切に運営されている。
- (3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。

②公立大学法人以外の場合

基準Ⅳの「テーマ A 理事長のリーダーシップ」を削除する。

◆基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス：テーマ C ガバナンス

①公立大学法人の場合

「基準Ⅳ-C-1」及び「基準Ⅳ-C-2」を次のとおりとし、「基準Ⅳ-C-3」を削除する。

基準Ⅳ-C-1 監事は定款の規定に基づいて適切に業務を行っている。

- (1) 監事は、公立大学法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、公立大学法人の業務及び財産の状況について、必要があると認めるときは理事長又は設立団体の長に意見を提出している。
- (3) 監事は、公立大学法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事長に提出している。

基準Ⅳ-C-2 ガバナンスが適切に機能している。

- (1) 公立大学法人及び短期大学は、中期目標・中期計画に基づいた毎年度の事業計画を適切に決定し、報告している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 財務諸表は、公立大学法人の経営状況及び財政状況を適正に表示している。
- (6) 監査法人の監査意見への対応は適切である。
- (7) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (8) 学校教育法施行規則、地方独立行政法人法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務状況を公開している。

②公立大学法人以外の場合

「基準Ⅳ-C-1」を次のとおりとし、「基準Ⅳ-C-2」及び「基準Ⅳ-C-3」を削除する。

基準Ⅳ-C-1 ガバナンスが適切に機能している。

- (1) 学長の選考は適切である。
- (2) 短期大学運営の意思決定は適切である。
- (3) 設置者との合意を図るシステムができています。
- (4) 外部の意見を取り入れる仕組みができています。
- (5) その他短期大学全体の管理運営体制と執行は適切である。また、今後の改善事項を確認している。
- (6) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

## 選択的評価基準

### □ 教養教育の取り組みについて

学習成果には、知的な側面のみならず、規範意識と倫理性、感性と美意識、主体的に行動する力、バランス感覚、体力や精神力などを含めた総体的な概念としてとらえられる教養も含まれている。

短期大学における教養教育は、教育課程で培われるものに加え、独自の教育の目的・目標や教育成果を定めた特別なプログラム、例えば礼儀作法、教員や友人との日常的なコミュニケーションによる人間関係力、労作やサークル活動などを通じて育む協調性や指導力などの涵養、ボランティア活動、インターンシップなどの職業体験によって自己と社会とのかかわりや労働の義務について考えを深めることなども含んでいる。

これまで展開されてきた教養教育は、それぞれの短期大学の建学の精神に基づいた特色ある教育であり、今後も点検・評価を実施し、一層の充実を図ることが重要である。

- 基準 (1) 教養教育の目的・目標を定めている。
- 基準 (2) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- 基準 (3) 教養教育を行う方法が確立している。
- 基準 (4) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

## □ 職業教育の取り組みについて

短期大学は学校教育法第 108 条において、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実生活に必要な能力を育成すること」を主な目的とすると規定されている。短期大学における職業教育に対する社会の期待は高い。また平成 23 年度から、短期大学設置基準において職業指導に関する取り組みが義務化され、短期大学は職業教育の一層の充実を図ることが求められている。

基準 (1) 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

基準 (2) 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

基準 (3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。

基準 (4) 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

基準 (5) 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

基準 (6) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

## □ 地域貢献の取り組みについて

短期大学は地域文化の担い手である。地域住民をはじめ地域の公共機関や企業などから地域に必要不可欠な存在として認知され、支持されるよう、地域の幅広いニーズにこたえその活性化を図る責務を果たさなければならない。

- 基準 (1) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。
- 基準 (2) 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。
- 基準 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。